

議案第31号

大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。
次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後		
第1条から第14条まで 略 別表第1 略 別表第2（第3条関係） <table border="1"><tr><td>泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村</td></tr></table>	泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	第1条から第14条まで 略 別表第1 略 別表第2（第3条関係） <table border="1"><tr><td><u>藤井寺市</u>、<u>泉南市</u>、<u>四條畷市</u>、<u>大阪狭山市</u>、<u>阪南市</u>、<u>豊能町</u>、<u>忠岡町</u>、<u>熊取町</u>、<u>田尻町</u>、<u>岬町</u>、<u>太子町</u>、<u>河南町</u>、<u>千早赤阪村</u></td></tr></table>	<u>藤井寺市</u> 、 <u>泉南市</u> 、 <u>四條畷市</u> 、 <u>大阪狭山市</u> 、 <u>阪南市</u> 、 <u>豊能町</u> 、 <u>忠岡町</u> 、 <u>熊取町</u> 、 <u>田尻町</u> 、 <u>岬町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>河南町</u> 、 <u>千早赤阪村</u>
泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村			
<u>藤井寺市</u> 、 <u>泉南市</u> 、 <u>四條畷市</u> 、 <u>大阪狭山市</u> 、 <u>阪南市</u> 、 <u>豊能町</u> 、 <u>忠岡町</u> 、 <u>熊取町</u> 、 <u>田尻町</u> 、 <u>岬町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>河南町</u> 、 <u>千早赤阪村</u>			

附 則

（施行期日）

- この規約は、令和3年4月1日から施行する。
（大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約の一部変更）
- 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（平成30年7月18日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。
第2条中大阪広域水道企業団規約別表第2の改正規定を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）

藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

附則の規定について、次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、<u>平成36年4月1日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p>